あま市公告第15号

制限付一般競争入札(事後審査方式)を施行するので、あま市契約規則(平成22年あま市規則 第39号)第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年4月2日

あま市長 村 上 浩 司

1 対象工事

(1) 工事名 同報系防災行政無線整備工事

(2) 工事場所 あま市全域

(3) 工 期 着工 契約締結日の翌日 / 完了 令和8年2月27日

(4) 工事概要 60MHzの市町村防災行政無線 親局1局・子局29局、

戸別受信機100台、発令判断支援システム及び関連機器一式

(うち消費税及び地方消費税額 金50,508,700円)

(6) 最低制限価格の設定 有

2 入札方法等

- (1) この入札は、あいち電子調達共同システム (CALS/EC) における電子入札サブシステム (以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカード (ICカード)により、利用者登録を行わなければならない。
- (2) この入札は、あま市制限付一般競争入札実施要綱(平成31年あま市訓令第3号)、あま市建設工事等電子入札実施要綱(平成31年あま市訓令第2号)及びあま市公共工事等入札者心得書により行う。

あま市ホームページ(https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/nyusatsu/1003768.html)参照

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、あま市契約規則に基づき1回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書【**様式6**】 を提出すること。
- (5) 事前公表をした予定価格を超える金額又は最低制限価格に達しない金額の入札書を提出したときは、失格とする。
- (6) この入札は、設計書、図面、及び仕様書(以下「設計図書」という。)の閲覧を入札情報サービスで行う入札です。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) 令和6年度及び令和7年度あま市入札参加資格者名簿の電気通信工事業に登載されていること。
- (3) この入札に参加する営業所(主たる営業所を含む。以下同じ。)を愛知県内に置き、当該営業所で電気通信工事業を営んでいること。なお、「営業所」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所を指し、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時(変更届出を含む。)に届け出た、主たる営業所を指す。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 建設業法第3条の規定により、電気通信工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 本工事の公告の日から落札決定日までの間に、あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除 に関する要綱(平成22年あま市訓令第46号)第3条第1項の規定による排除措置を受けて いないこと。
- (7) 営業所の所在地別に次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 愛知県海部建設事務所管内に営業所又は本社を置いている者は、元請として、過去3年間 (告示日から入札参加申込書(以下「参加申込書」という。)を提出する前日まで。)に官公 庁が発注する電気通信工事を完了した実績(以下「参加資格施工実績」という。)があるこ と。
 - イ 愛知県海部建設事務所管内に営業所又は本社を置いていない者は、元請として、過去5年間(告示日から参加申込書を提出する前日まで。)に60MHzの市町村防災行政無線に係る新設又は更新工事を完了した参加資格施工実績があること。
- (8) 配置予定の主任(監理)技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した前 (7)に掲げる工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。
- (9) 本工事の公告の日から落札決定日までの間に、あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する 要領(平成22年あま市訓令第44号)に基づく指名停止、愛知県若しくは愛知県内の地方自 治体からの指名停止、又はそれに準じる措置を受けていないこと。
- (10) 建設業法第26条に定める電気通信工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できる

ただし、下請代金の総額が4500万円以上となる場合には監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。また、請負代金の額が4000万円以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となります。ただし、主任技術者にあっては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できることとなります。

また、監理技術者にあっては監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)を専任で配置し、特記仕様書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとなります。

- (11) 令和6年度及び令和7年度のあま市入札参加資格の認定において、認定された電気通信工事業に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合数値が1,000点以上であること。
- (12) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)、又はプライバシーマークの認定事業者であること。 ただし、いずれの認定も受けていない場合は、「5 入札参加申込」の受付期間の末日までに認定取得に係る申請が受理された証明を提出すること。
- (13) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るこ とは、あま市公共工事等入札心得書第9条の2の規定に抵触するものではありません。 ア 資本関係のある者
 - (ア) 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等 をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同 じ。)の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係のある者。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。
 - (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社 更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。)を現に兼ね ている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア 又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (14) 本工事に係る設計業務受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
 - ア 「本工事に係る設計業務受託者」は、次に掲げる者である。

株式会社パブリック設計

- イ 「受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (ア) 受託者と資本関係のある者
 - a 親会社等と子会社等の関係にある場合
 - b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (イ) 受託者と人的関係のある者。ただし、a については、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
 - a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

受託者との関係が、組合(共同企業体を含む。)とその構成員の関係にある場合、その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 設計図書等の配布及び質問

(1) 設計図書等について

ア あいち電子調達共同システム (CALS/EC) の入札情報サービスからダウンロードすること。

- (ア) アドレス http://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp
- (イ) ダウンロード期間

令和6年4月2日(火)午後6時から令和6年5月8日(水)午後4時まで

(2) 質問について

設計図書等に対する質問及び回答は次のとおりとする

ア 受付期間

令和6年4月2日(火)から令和6年4月10日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

質問書【様式1】に必要事項を記入し「16 問合せ先」へメール又は持参すること。

ウ 回答掲載期間

令和6年4月22日(月)午後2時から令和6年5月8日(水)午後4時まで

工 確認方法

入札情報サービス(本件入札公告を掲示しているページに添付資料として掲載)から確認 すること。

5 入札参加申込

(1) 入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加申込書【**様式2**】及び誓約書【**様式3**】 (以下「参加申込書等」という。) を電子入札システムにより提出すること。

なお、期限までに参加申込書等を提出していない者は、入札に参加することができない。

(2) 参加申込書等の受付期間

令和6年4月2日(火)午後3時から令和6年4月25日(木)午後4時までの電子入札システム稼働時間内(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。)

6 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和6年5月7日(火)午前8時30分から令和6年5月8日(水)午後4時までの電子入札システム稼働時間内(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。)

7 開札予定日時及び開札場所

令和6年5月8日(水)午後4時30分 あま市役所 3階 市長公室危機管理課

8 入札保証金

入札参加者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、(2)に該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保

ア 入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えること ができる。

- (ア) 政府の保証のある債券
- (イ) 市長が確実と認める社債
- (ウ) 銀行その他市長が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)に対する定期預金 債券
- (エ) 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (オ) 銀行等の保証

- イ アに定める担保の価値は、国債及び地方債にあっては政府ニ納ムへキ保証金其ノ他ノ担保 ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額、その他の 債券にあっては額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、 発行価額)の10分の8の金額、定期預金債券にあっては債券金額の10分の10の金額、 小切手にあっては券面金額、保証にあってはその保証する金額によるものとする。
- (2) 入札保証金の納付を免除する場合
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保険契約を締結したとき。
 - イ 地方自治法施行令第167条の5の規定により市長が定める資格を有する者で、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札保証金等の受付方法

ア 入札保証金

- (ア) 入札保証金提出書【**様式4-1**】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。なお、提出に当たっては、事前に持参する日時を「16 問合せ先」へ電話連絡すること。
- (イ) 入札保証金提出書の提出後、当該提出書に記載された金額の納入通知書を発行するので、現金に当該納入通知書を添えて指定金融機関等で納入すること。
- (ウ) 納入後は、納入通知書兼領収書の写しを持参により提出すること。
- (エ) 納入通知書兼領収書の写しの提出をもって、入札保証金の受付とする。
- イ 入札保証金の納付に代わる担保
 - (ア) 有価証券提出書【様式4-2】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。なお、 提出に当たっては、事前に持参する日時を「16 問合せ先」へ電話連絡すること。
 - (イ) 有価証券提出書の提出後、有価証券納付書を交付するので、有価証券等に当該納付書 を添えて、会計管理者(あま市役所1階 会計課)に提供すること。
 - (ウ) 提供後は、有価証券受領書の写しを持参により提出すること。
- (エ) 有価証券受領書の写しの提出をもって、入札保証金の納付に代わる担保の受付とする。 ウ 銀行等の保証

銀行等の保証に係る保証書を持参により提出すること。

(4) 入札保証金等及び納付免除の確認資料の受付期間

令和6年4月2日(火)から令和6年4月25日(木)までの日曜日、土曜日及び休日を除いた午前9時から午後4時まで

- (5) 入札保証金等の還付
 - ア 入札保証金等は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあっては、契約を 締結したときに還付する。なお、還付に当たっては、提供物に応じて以下のとおり請求書等 を「16 問合せ先」へ提出すること。
 - (ア) 入札保証金

入札保証金返還請求書**【様式5-1**】へ必要事項を記入し、持参又は郵送により提出すること。

なお、還付は当該請求書記載の口座へ振り込むため、当該請求書の提出があった日から2週間程度要する。

(イ) 入札保証金の納付に代わる担保

有価証券返還請求書【**様式5-2**】へ必要事項を記入し、持参又は郵送により提出すること。返還は手渡しとするため、返還手続き完了後、請求者へ電話連絡をするので、「16 問合せ先」へ来所すること。なお、返還には、当該請求書の提出があった日から1週間程度要する。

(ウ) 銀行等の保証

保証書に係る受領書【**様式5-3**】へ必要事項を記入し、持参又は郵送により提出すること。返還は手渡しとするため、返還手続き完了後、請求者へ電話連絡をするので、「16 問合せ先」へ来所すること。なお、返還には、当該請求書の提出があった日から1週間程度要する。

- イ アのただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契 約保証金に充当することができる。
- (6) 入札保証金等及び納付免除の確認資料の受付先 「16 問合せ先」のとおり。ただし、提出先等を別に指示している場合は、この限りでない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札、あま市建設工事等電子入札実施要綱第16条及びあま市公共工事等入札者心得書第14条において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札説明書において示した工事費内訳書に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。なお、同額の入札を行った落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補順位を決定する。落札候補者は、開札日の翌日から起算して2日(日曜日、土曜日及び休日を除く)以内に、制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための書類(以下「資格確認申請書等」という。)を「16 問合せ先」へ持参すること。提出期限までに資格確認申請書等を提出しない場合は、当該落札候補者の入札は無効とする。

ア 資格確認申請書等

- (ア) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書【様式7】
- (イ) 本工事と同種又は類似工事の施工実績調書【様式8】
- (ウ) 配置予定技術者の資格及び工事経歴【様式9】
- (エ) 他添付書類
- イ 資格確認申請書等の提出場所

「16 問合せ先」のとおり

- (2) 資格確認申請書等による審査の結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認された場合は、その者を落札者として決定する。ただし、入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位の者を落札候補者とし、入札参加資格要件を満たす者が確認できるまで同様の審査を行う。この場合、10(1)中「開札日」を「提出を求められた日」と読み替える。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して制限付一般競争入札参加資格不適格通知書によりその旨を通知する。この場合、通知を受けた者は、当該通知の日から起算して3日(日曜日、土曜日及び休日を除く)以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに電子入札システムにより落札者決定通知書を通知する。

11 契約書作成の要否

要する。

本契約は、あま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成22年あま市条例第55号)第2条の規定に該当するため、落札者決定後速やかに仮契約を締結し、議会の議決を経た上で本契約を締結する。

12 契約の保証

- (1) 落札者は、あま市契約規則第33条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 市を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 有価証券(利付き国債又は愛知県公債)の提供

- イ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証
- (4) (1)から(3)までに掲げる契約の保証は契約の締結時までに付さなければならない。
- (5) 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

13 支払条件

あま市公共工事の前金払の取扱いに関する要綱(平成31年あま市告示第29号)及びあま市 公共工事請負契約約款の規定に基づき前金払、中間前金払及び部分払を請求することができるが、 その条件は次のとおりとする。

- (1) 支払限度額及び出来高予定額
 - ア 会計年度における支払限度額

令和6年度 166,670,000円

令和7年度 残額

イ 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

令和6年度 185, 198, 000円

令和7年度 残額

ウ 発注者は、予算の都合等により必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができるものとする。

(2) 前金払

- ア 前金払の率は、10分の4以内とする。
- イ 令和6年度の前払金の支払限度額は(1)イに定める出来高予定額に、アに定める率を乗じて 得た額とする。
- ウ 令和7年度の前払金の支払限度額は、請負代金額にアに定める率を乗じて得た額から、イ に定める支払限度額を控除した額とする。
- エ 令和6年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和7年度の前払金を請求することはできない。
- (3) 中間前金払
 - ア 中間前金払の率は、10分の2以内とする。
 - イ 令和6年度の中間前払金の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額にアに定める率を乗 じて得た額とする。
 - ウ 令和7年度の中間前払金の支払限度額は、請負代金額にアに定める率を乗じて得た額から、 イに定める支払限度額を控除した額とする。
 - エ 中間前金払を行う前に当該年度における出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び 中間前払金の合計額が、当該年度における出来高予定額に10分の6の割合を乗じて得た額 を超えてはならない。
 - オ 中間前金払は、以下の要件をすべて満たした場合に請求できるものとする。
 - (ア) 中間前金払の請求を予定している年度(以下「請求年度」という。)の工期の2分の1 が経過していること。
 - (イ) 請求年度の工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - (ウ) 既に行われた請求年度の工事に係る作業に要する経費が請求年度における出来高予 定額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - カ 各会計年度において中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、当該会計年度において中間前払金を請求することはできない。
- (4) 部分払

中間前金払を請求した場合は、部分払を請求することができない。ただし、各年度末は以下により部分払を請求することができる。

ア 令和6年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達している場合は、(1)アに定める支払限度額から支払済の前払金及び中間前払金を控除した額を請求することができる。

イ 令和6年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達していない場合及び令和7年度末において工事を完成させることができなかった場合は、協議により決定する。

14 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、 損害賠償の請求に併せて本契約を解除することがある。
- (2) 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者があま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又はあま市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (4) 本契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本契約を解除し、損害賠償を請求することがある。
- (5) 本契約の履行に当たって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 提出書類等は返却しない。また、原則として公表せず、本入札手続以外の目的で利用はしない。
- (3) 現場説明会は実施しない。
- (4) 配置予定の主任(監理)技術者について
 - ア 落札者は、資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。 なお、主任(監理)技術者を変更することができるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合 に限る。
 - イ 工期が重複する複数の工事(他の機関の発注も含む。)に同一の技術者を配置予定の技術者として入札に参加している場合に、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者決定されたときは、技術者を専任で配置することが求められていない場合を除き、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない。この場合は、入札書の提出期間内に辞退届を送信すること。

なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、「16 問合せ先」へその旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出すること。

16 問合せ先

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市役所 市長公室 危機管理課 危機管理係

TEL 052-444-0862

FAX = 052 - 441 - 8330

E-Mail kikikanri_kikikanri@city.ama.lg.jp